平成２２年（フ）第２０９３号
名古屋市南区鶴田２丁目３番Ｂ１―304号鶴田荘
債務者　藤原　秀夫
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４２号
静岡県富士市宮下72番地の10、前住所静岡県富士市石坂422番地の１
債務者　本間譽喜雄
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１９０号
静岡県富士宮市舟久保町28番地の１市営粟倉住宅Ｂ棟21号
債務者　百瀬　良介
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第４１号
栃木県佐野市飛駒町3390番地
債務者　提箸　博美
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１３９号
栃木県足利市八幡町544番地９
債務者　栃本　浩幹
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１４３号
栃木県佐野市免鳥町1031番地１　アネックス宮102号
債務者　新井　三郎
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第５２３号
川崎市高津区蟹ケ谷77番地１　ニューウェルテラス第６日吉1010、前住所川崎市高津区蟹ケ谷17番地１　サンライン日吉ハイツ406
債務者　郡司　恵美（旧姓今井・河井田）
1　決定年月日時　平成22年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８０８号
神奈川県大和市つきみ野５丁目３番地　市営つきみ野住宅５―108
債務者　金輪　宗一
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８０９号
神奈川県大和市つきみ野５丁目３番地　市営つきみ野住宅５―108
債務者　金輪　榮子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８３４号
横浜市旭区上川井町178番地　ハイツコスモス101号
債務者　田中　雅美（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８３８号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ９街区３棟302号
債務者　木村　恵子（旧姓横内）
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９３６号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目22番12号　Ｔ．ＶＩＬＬＡＧＥかしわ台103
債務者　梅田　俊二
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９５０号
神奈川県藤沢市大鋸２丁目９番７―501号
債務者　溝口　悠子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０１８号
横浜市青葉区すみよし台２番地31　グリーンピア青葉台Ｉ号棟203号
債務者　石丸由起夫
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５６号
横浜市磯子区洋光台１丁目16番19号　第７武内ビル204号
債務者　大和　光司
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部